

1、基本料金表 ※介護サービス費は、所定単位数×10.14（札幌市の地域単価）で算出した金額

要介護度	負担段階	①		1日の食費	② 1か月の（30日） 食 費	1日の居住費	③ 1か月の居住費	①＋②＋③ 1か月の利用料金
		介護サービス費						
		1日	1か月(30日)					
要介護1	第4段階	775	23,235	1,445	43,350	2,360	70,800	137,385
	第3段階②			1,360	40,800	1,370	41,100	105,135
	第3段階①			650	19,500	1,370	41,100	83,835
	第2段階			390	11,700	880	26,400	61,335
	第1段階			300	9,000	880	26,400	58,635
要介護2	第4段階	856	25,663	1,445	43,350	2,360	70,800	139,813
	第3段階②			1,360	40,800	1,370	41,100	107,563
	第3段階①			650	19,500	1,370	41,100	86,263
	第2段階			390	11,700	880	26,400	63,763
	第1段階			300	9,000	880	26,400	61,063
要介護3	第4段階	942	28,264	1,445	43,350	2,360	70,800	142,414
	第3段階②			1,360	40,800	1,370	41,100	110,164
	第3段階①			650	19,500	1,370	41,100	88,864
	第2段階			390	11,700	880	26,400	66,364
	第1段階			300	9,000	880	26,400	63,664
要介護4	第4段階	1,025	30,726	1,445	43,350	2,360	70,800	144,876
	第3段階②			1,360	40,800	1,370	41,100	112,626
	第3段階①			650	19,500	1,370	41,100	91,326
	第2段階			390	11,700	880	26,400	68,826
	第1段階			300	9,000	880	26,400	66,126
要介護5	第4段階	1,104	33,118	1,445	43,350	2,360	70,800	147,268
	第3段階②			1,360	40,800	1,370	41,100	115,018
	第3段階①			650	19,500	1,370	41,100	93,718
	第2段階			390	11,700	880	26,400	71,218
	第1段階			300	9,000	880	26,400	68,518

- ・上記は「介護保険負担割合証が1割」の方の料金表です。
2割負担、3割負担の方は、介護サービス費に2または3をかけて計算します。
1ヶ月に支払った介護サービス費が負担限度額を超えた場合は、超えた分が払い戻しになる高額介護サービス費という制度があります。支給には要件があり、お住まいの区役所等にて申請が必要です。
- ・第2～第3段階は「介護保険負担限度額認定証」を申請した場合の料金です。減額の対象となる要件がいくつかあり、事前にお住まいの区役所等にて申請が必要です。

2、加算料金 ※上記基本料金に加算 ※所定単位数×10.14（札幌市の地域単価）で算出した金額

初期加算	30円/日	入居日から起算し、30日以内、また、30日を超える入院後に再入居した日から起算し30日以内の期間について、1日毎に所定の単位数が算定されます。
安全対策体制加算	20円 入所時1回のみ	外部研修を受けた安全対策担当者を配置、施設内に安全対策部門を設置した上で、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている際に算定されます。ただし、30日以上入院等を挟んで再入所された場合には、算定させていただきます。
看護体制加算（Ⅰ）□	4円/日	入所定員が51人以上で、常勤の看護職員を1名以上配置しており、定員や人員基準を遵守している場合算定されます。
看護体制加算（Ⅱ）□	8円/日	入所定員が51人以上で、看護職員の配置数が守られており、看護職員と24時間体制で連絡が取れる体制が整備されている場合に算定。
療養食加算	6円/回	食事の提供が管理栄養士によって管理され、入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われた際、1日につき3回を限度として算定。
個別機能訓練加算（Ⅰ）	12円/日	常勤専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、入所者ごとの個別機能訓練計画を作成し、この計画に基づいて計画的に訓練を行った場合に算定。
夜勤職員配置加算（Ⅱ）□	18円/日	夜勤を行う介護職員または看護職員の数が、最低基準を1以上、上回っている場合に算定。

褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3円/月	入居者毎に床ずれの発生と関連のあるリスクについて入居時に評価して、その後3ヶ月に1回評価を行って厚生労働省に報告し、多職種協働で褥瘡ケア計画を作成、この計画に従って褥瘡管理を行った上で、3ヶ月毎に計画見直した場合に3ヶ月に1回所定単位数を算定します。
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13円/月	（Ⅰ）の要件に加え、入居時評価の結果、褥瘡発生のリスクがあるとされた入居者に褥瘡の発生がない場合算定します。
日常生活継続支援加算（Ⅱ）	47円/日	介護度の高さや認知症日常生活自立度が一定以上の新規入居者を受け入れており、喀痰の吸引や経管栄養を行う必要がある入居者が一定の割合以上であり、人員基準を満たした場合に、算定。
退所時情報提供加算	253円/回	医療機関へ退所する入居者について、退所後の医療機関に対し、当該入居者の心身状況や生活歴等の情報を提供した場合に算定。
退所時栄養情報連携加算	70円/回	居宅や他の施設、医療機関等に退所する入居者で、厚労大臣の定める特別食を必要とする者または医師が低栄養状態と判断した者について、退所先に対して当該者の栄養に関する情報を提供した場合に算定。
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	14.0%	厚労相の定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合、全算定単位数に14.0%を乗じた単位数が加算されます。

3、該当する方のみ必要な諸費用

財産管理費	2,000円/月	ご家族がいらっしゃる等、特別なご事情のある方について、施設にて通帳や現金等を管理し、支払いの代行を行ないます。
居室確保料	2,500円/日	入院や外泊時における居室の確保料です。（詳細は下部記載） 入院等にかかる居室確保期間は原則3か月までとなります。
電化製品等使用料	100円/1種目/日	ご希望により電化製品を利用された場合にお支払いいただきます。 （例）テレビ、冷蔵庫などの24時間コンセントを使用するもの。
おやつ代	100円/日(平日のみ)	施設で用意するおやつを提供を希望した場合にお支払いいただきます。 ご家族の差入については、各種注意事項に則るようお願い申し上げます。
教養娯楽費・ レクリエーション費	実費	行事や活動等における材料費、外出行事に関わる実費など。
医療費	実費	毎月の処方薬、医療機関への受診時や入院時にかかった費用など。 その方の医療保険制度上の自己負担分が実費としてかかります。
理美容代	実費 (料金表あり)	カット、顔そり、シャンプー、パーマ、毛染め等の対応が可能な理美容事業者が訪問します。
クリーニング代	実費	ウール製品等、施設での洗濯が困難で外部に依頼した場合に発生します。 ※施設の洗濯機で洗濯可能な衣類等については無料となります。
健康管理費	実費	インフルエンザ予防接種を希望された場合に、ご負担いただきます。 (各市町村の定めた本人分負担)

※ オムツ・パット等については、介護保険給付対象につき、介護サービス費に含まれています。

4、入居者様の入院(外泊を含む)時の費用について

原則、入院または外泊をした日の翌日から数えて6日間は、**外泊時費用(249円/日)**が発生します。

この間の利用料金は、**外泊時費用+居住費(入居者様の負担段階による)のみとなります。**

7日目以降は、負担段階を問わず居室確保料(2,500円/日)のみの負担となります。

5、利用料金のお支払い方法

当施設で提供するサービスの料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月15日迄に請求書を発行いたしますので、毎月25日までにお支払をお願いいたします。自動引落は、毎月20日に口座から引落されます。

お支払方法は、①**指定口座への振り込み** ②**口座自動引落（ゆうちょに限る）**の2つの方法があります。